

奈 企 第 763 号
令和4年10月12日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様
同 藤 田 幸 代 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和2年度包括外部監査「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第3 包括外部監査の結果及び意見

5 契約事務

(2) 契約事務に関する調査並びに結果及び意見

② 結果及び意見

【結果9】

一般競争入札等に係る最低制限基準価格等について、設定金額の算出に用いるモデルが長期間更新されていない。見直しを検討すべきである。

(企業総務課)

【監査結果】

奈良市企業局では競争入札による工事請負契約において最低制限基準価格等を設定する際は、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の工事設計金額それぞれに対して、一定割合を乗じて算出することとしている。

当該一定割合は、低廉な価格による工事品質の低下防止や、下請業者を含めた公共工事従事者の人件費の上昇等、世間の経済状態を考慮して、国土交通省が数年ごとに改定する。しかしながら、奈良市企業局では平成20年に改正された割合（①95%、②90%、③60%、④30%）を設定したまま更新していない。

平成31年3月29日に国土交通省及び総務省が発出した「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」においては、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の額に、①97%、②90%、③90%、④55%を乗じて得た額とされ、奈良市企業局の採用割合より高い割合が設定されている。そのため、奈良市企業局の最低制限基準価格等は国土交通省及び総務省の示す価格より低価格に算出されることになる。

このような状態が継続すると、奈良市企業局では、他の自治体に比べて低廉な価格で落札される可能性が高いと判断して入札者が減り、活発な入札が行われなくなる可能性がある。また、低廉な価格での入札となることで工事の質の確保もできなくなるおそれがある。最低制限基準価格等の算定に際しては、現在の経済状態を適切に反映するために、設定割合については常に見直すことが必要である。

また、工事の種類によって、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等の占める金額・比率が異なるため、当該影響を考慮しながら設定割合を見直すことが望ましい。

現在、奈良市企業局では、最低制限基準価格等の設定範囲は予定価格に対して70%以上から90%以下とされており、その範囲外の算出時には設定範囲の上限又は下限の金額を最低制限基準価格等とすることとしている。最低制限基準価格等の算定時に用いる割合の引上げに伴い、全体的に算出価格が上がるため、従来の設定範囲が適切ではないケースが生じる可能性があることから、設定範囲の見直しが必要となる。

参考に、奈良市企業局において令和元年度に施工された下記2件の工事について、実際に用いられた平成20年の割合と、最新の平成31年の割合での算出金額を比較した。工事案件①、②ともに1割弱、最低制限基準価格等が高く設定される結果となった。(表省略)

【措置の内容】

奈良市企業局における送・配水管工事請負契約に係る入札について、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領で規定し、令和3年度から適用しています。

【結果10】

再委託先が奈良市暴力団排除条例に基づく措置を講じているかどうかの確認が不足している。確認手続を徹底する必要がある。

(企業総務課)

【監査結果】

奈良市の契約の相手先は奈良市暴力団排除条例に従って再委託先が暴力団等でないことを確かめる必要があるが、契約の相手先が適切に確かめているかを奈良市企業局で確認する手続が定められておらず、現状、担当課任せとなっており、統一した運用を実施していなかった。結果、確認手続が不足している事例が識別された。

契約の相手先が適切に確かめているかについて、奈良市企業局での確認手続を徹底する必要がある。

【措置の内容】

再委託をする場合には、奈良市暴力団排除条例に基づく措置を講じた旨の確認書類と

して、再委託者が暴力団等ではない等の確認項目を加えた「再委託承認申請書」を徴取しています。

6 財産管理

(1) 固定資産管理

④ 管理及び処分

【結果12】

水道管の除却処理について、実際の除却処理にかかわらず、固定資産台帳上、古い取得年度の水道管から除却処理を実施している。

(企業出納課)

【監査結果】

水道管の現物を除却した際、固定資産台帳では、除却対象の水道管と「管種」「口径」が一致する、最も取得年度が古い資産を除却延長分だけ部分除却している。これでは、固定資産台帳が実際の水道管等の配置状況と乖離していくことになり、会計数値の誤りにつながる。固定資産台帳で除却処理する際は、「管種」「口径」のみでなく、取得年度も一致する資産を除却処理する必要がある。さらに、【意見 10】に記載のとおり、マッピングシステムと固定資産台帳を結びつける作業により、より正確に除却処理することが可能になると考えられる。

なお、固定資産台帳のデータは、現在の奈良市企業局の財政状態を表すだけでなく、将来の水道管の更新投資額を算出するための重要なデータである。このデータが実際の水道管の布設状況と乖離している場合、将来の更新投資額の算出を誤ることにつながりかねない。その観点からも、固定資産台帳からの除却処理を適切に行うことは重要である。

【措置の内容】

令和2年度決算分から、取得年度が判明している除却対象水道管については、当該年度の資産からの除却を行いました。

⑤ 固定資産の現物確認手続について

【結果13】

固定資産の現物確認手続が有効に機能していないため、適切に現物確認を実施できる

体制を構築する必要がある。

(企業出納課)

【監査結果】

固定資産台帳から任意に 27 件を抽出し現物確認を実施した結果、5 件が既に除却済であったにもかかわらず、固定資産台帳からの除却処理がなされていなかった。また、固定資産の現物確認の対象に、現物確認が不可能であるはずの水道管及び下水道管が含まれているが、所管課は当該事実に言及することなく、現物を確認した旨の「固定資産現物確認結果報告書」を作成している。

奈良市企業局は、会計規程第 82 条第 2 項及び第 3 項に基づき、毎年、固定資産の現物確認を実施しているとのことであるが、有効に機能していないおそれがある。

これは、固定資産の現物確認の方法が各課に委ねられており、属人的に行われていることが要因と考えられる。会計処理は固定資産台帳を基に行われるため、固定資産台帳が実態を表していないとなると、会計数値の信頼性にも影響することになる。マニュアル等で現物確認に関する統一した方法を定め、適切に現物確認を実施できる体制を構築する必要がある。

【措置の内容】

令和 3 年度に適切な現物確認を実施するため、従来の確認リストから量水器、配水管設備（導・送・配水管）及び管渠施設並びに目視不可能な資産を除き、確認欄を設けました。また、最低 2 名（1 名は現物を確認し、1 名は確認リストを消し込む作業を行う。）で調査を行う運用に変更しました。